

(様式第2号)

平成27年度第6回芦屋市景観認定審査会 会議要旨

日 時	平成28年1月27日(水) 9:30~12:00
会 場	北館2階第2会議室
出席者	会 長 荏原 明則 委 員 山下 淳, 嘉名 光市, 前田 由利, 宮前 保子 事務局 都市計画課課長 東 実, 都市計画課係長 辻 宏治
(事務局)	都市建設部都市計画課
会議の公開	■ 非公開 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより, 当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に個人情報, 法人情報が含まれるため。 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成多数により決定した。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開 会
- (2) 議 事

ア 大規模建築物の景観地区内における建築物等の計画の認定審査について

- (ア) 共同住宅(東山町347)
- (イ) 共同住宅(翠ヶ丘町142)
- (ウ) 共同住宅(松ノ内町99-1他)
- (エ) 共同住宅(高浜町1)

イ 景観地区内における建築物等の認定状況について

ウ その他

2 審議経過

- (1) 大規模建築物の景観地区内における建築物等の計画の認定審査について

ア 共同住宅(東山町347)

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議内容, 景観配慮方針について事務局より説明を行い, 審議を行った。

[決議事項]

認定してよいと判断する。

イ 共同住宅(翠ヶ丘町142)

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議内容, 景観配慮方針について事務局

より説明を行い、審議を行った。

〔決議事項〕

認定してよいと判断する。

ウ 共同住宅（松ノ内町 99-1 他）

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議内容、景観配慮方針について事務局より説明を行い、審議を行った。

〔決議事項〕

認定してよいと判断する。

エ 共同住宅（高浜町 1）

上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議内容、景観配慮方針について事務局より説明を行い、審議を行った。

〔決議事項〕

不認定とすべきものと判断する。

(2) 景観地区内における建築物等の認定状況について

平成 27 年 10 月 28 日から平成 28 年 1 月 26 日までの認定状況について報告を行った。